## 34. 大貫東地区 地区計画

令和元年 11 月 28 日 告示

	名		大貫東地区 地区計画	
位置			上越市大貫四丁目	
	面 積		約 4.6 ha	
区域の整備、開発及び保全の方針	地区計画の目標		本地区は、高田駅から約1kmの距離にあり、都市計画道路五智中田原線に隣接する等、交通と生活の利便性に優れた地区である。このため、地区計画を策定し、建築物等の適正な誘導と良好な景観形成を積極的に推進し、秩序あるまちづくりを目標とする。	
	土地利用の方針		周辺環境と調和のとれた良好な市街地形成を目指し、健全な土地利用を図る。	
	建築物等の整備の 方針		土地利用の方針に沿って、建築物の用途、敷地の最低限度、高さの限度及び壁面の位置等について適正な制限を設けることにより、 健全で良好な生活環境の形成を図る。	
地区整備計画	区分の名称		A地区(第一種住居地域)	B地区(第一種低層住居専用地域)
	区分の面積		約 1.7 ha	約 2.9 ha
	建築物等に関する事項	建築物等の	次に掲げる建築物は、建築してはならない。	
		用途の制限	(1)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律における風俗営業、性風俗関連特殊営業及び深夜における飲食店営業等に供する施設(2)畜舎	
			(3)建築基準法、別表第二(に)項第三号に掲げるもの	
			(4)建築基準法、別表第二 (に) 項第五号に掲げるもの	
			(5)その他、上記に類する建築物又は地区の生活環境の悪化を招く恐れのあるもの	
		建築物の 敷地面積の 最低限度	建築物(公衆便所、巡査派出所その他これらに類する建築物で公益上必要なものは除く。)の敷地面積の最低限度は、198 m²とする。	
		建築物等の 高さの最高 限度	建築物及び工作物の高さの最高限度は、前面道路の路肩又は歩 道面から 12m とする。	
		壁面の位置	·	 る柱の外面から敷地境界線 (隅切部
		の制限	分、消火栓又はゴミ集積所用地との境界を除く。)までの距離は 1.0m 以上とする。ただし、独立した建築物で物置又は車庫に類する用途に 供し、軒の高さが 3.0m 以下のものにあっては 60 cm以上とする。	
		建築物等の	建築物及び工作物の基調色として使用できる色の範囲は、「上越市	
		意匠の制限 屋外広告物	環境色彩ガイドライン」に沿うものとする。 次に掲げる屋外広告物以外は、設置してはならない。	
			(1)自己の敷地内に設置し、自己の用に供するもの	
		の制限	(2)地上に露出する部分は、壁面の位置の制限を越えないもの	
		(3)ネオンは、点滅しないもの		中市、与园区内区内区、中区、10×2
			(3)ポオンな、	ていないもの
			(5)屋上又は屋根以外の場所に設置	
		垣又は柵の 構造の制限		面からの高さが 1.2m 以下のもの

